平成２３年（フ）第１８０号
栃木県栃木市薗部町２丁目20番15号　ユーミーリシェス402号
債務者　田中　一之
1　決定年月日時　平成23年４月６日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月６日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月13日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第１８８号
栃木県宇都宮市野沢町441番地８
債務者　唐原　　昇
1　決定年月日時　平成23年４月６日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月６日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月13日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第１８９号
栃木県宇都宮市野沢町441番地８
債務者　唐原　君江
1　決定年月日時　平成23年４月６日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月６日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月13日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第１９５号
栃木県宇都宮市清原台６丁目１番15号
債務者　鈴木　　元
1　決定年月日時　平成23年４月６日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月６日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月13日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第９３号
愛知県豊田市本町石根152番地２
債務者　熊谷　愛子
1　決定年月日時　平成23年４月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月６日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月23日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第５号
島根県大田市長久町長久イ453番地10
債務者　山﨑　信雄
1　決定年月日時　平成23年４月11日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月６日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月６日午後１時30分
松江地方裁判所出雲支部

平成２３年（フ）第１７号
島根県出雲市塩冶神前１丁目１番10号　サンハイム飯国Ⅰ―101
債務者　大野　　聖
1　決定年月日時　平成23年４月11日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月６日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月６日午後１時30分
松江地方裁判所出雲支部

平成２３年（フ）第１７９号
栃木県河内郡上三川町大字上神主231番地２
債務者　稲葉　正男
1　決定年月日時　平成23年４月８日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月７日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月13日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第１８１号
栃木県宇都宮市駒生町832番地29　レジデンス中村703
債務者　喜夛　一哉
1　決定年月日時　平成23年４月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月７日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月13日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第１８２号
栃木県鹿沼市千渡2299番地２　グレース・コーポ205号
債務者　日之西美香
1　決定年月日時　平成23年４月８日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月７日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月13日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第４１２号
横浜市南区清水ケ丘209番地
債務者　高橋　　香
1　決定年月日時　平成23年４月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月７日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月８日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第４３３号
東京都大田区東雪谷１丁目１番２号　ロワール洗足池303、申立時の住所横浜市鶴見区生麦３丁目３番18号　ダイホープラザ生麦206
債務者　葉山雅子こと　織田　雅子
1　決定年月日時　平成23年４月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月７日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月８日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第４６５号
神奈川県大和市鶴間２丁目16番36号　ケイズレジデンス203
債務者　須崎　雅治
1　決定年月日時　平成23年４月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月７日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月８日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第４６６号
神奈川県大和市鶴間２丁目16番36号　ケイズレジデンス203
債務者　須崎　雅和
1　決定年月日時　平成23年４月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月７日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月８日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第５４６号
横浜市旭区若葉台４丁目１番602号
債務者　中島　久夫
1　決定年月日時　平成23年４月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月７日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月８日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第５５２号
横浜市港南区日野９丁目19番３号
債務者　若田　弥生（旧姓橋本）
1　決定年月日時　平成23年４月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月７日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月８日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部